

## 令和 3 年度 第 10 回大潟区地域協議会次第

日時 令和 4 年 2 月 24 日 (木) 午後 6 時 30 分から  
会場 大潟地区公民館 3 階 集会室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

(1) 大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館プール臨時休業について … 資料No.1

### 4 協議事項

(1) 令和 4 年度地域活動支援事業の募集要項等について … 資料No.2

(2) 自主的審議事項「大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館の利活用について」

### 5 その他

### 6 閉会

令和4年2月24日(木)
大潟区地域協議会
資料No.1

## 大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館プール臨時休業について

### 1 期 日

令和4年3月1日(火)から令和4年3月8日(火)

※1日及び8日は定休日

### 2 理 由

プール天井内排気ファン故障に伴う修繕工事のため、指定管理者との協議の結果、必要な措置と判断したため。

# 令和4年度 地域活動支援事業（大潟区） 募集要項（案）



- ★市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんのが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんのが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。大潟区地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。
- ★私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

## 募集受付期間

4月1日（金）～5月13日（金）必着

### ■対象事業等

#### ～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

#### ～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ただし、次のような事業は対象になりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■補助金額

### 《大潟区の予算（配分額）未定 万円》

- ・助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
- ・補助率：10/10以内 ※補助額は1,000円未満を切り捨てた額です。
- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、申請された補助希望額よりも減額して交付決定する場合があります。

## ■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要した事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和4年度末（令和5年3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、実績報告書を提出してください。

## ■大潟区での提案事業の審査と決定

- ・地域協議会が審査を行い、採択等を決定します。
- ・審査方法はプレゼンテーション（提案者による事業説明）と書類審査です。
- ・審査は次の（1）大潟区の採択方針を踏まえ、（2）基本審査及び共通審査を行います。

### （1）大潟区の採択方針

（「採択方針」とは、大潟区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。）

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

## ■優先して採択する事業

### ○福祉や健康を充実させるための事業

- （例）大潟ふれあい七夕まつり事業  
　　区民いきいき健康増進推進（富士登山）事業  
　　早寝・早起き・朝ごはん運動の推進事業

### ○安全安心な地域づくりのための事業

- （例）子どものネットトラブル防止事業  
　　地域児童登下校時の安全指導およびパトロールへの支援事業  
　　大潟地区自主防災支援事業

### ○交流人口の拡大等のための事業

- （例）情報の発信力向上による地域活動を支援する事業  
　　大潟区の魅力発見・発信事業  
　　おおがた紹介マップ作成事業

## ○地域資源等を活かした事業

(例) 小山作之助の偉業を後世に伝える事業

全国ため池百選「朝日池」をPRする事業

火防地蔵尊とその伝説を後世に伝え防火意識の普及啓発を行う事業

## ○文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

(例) 大潟読書普及活動事業

地域における大潟町中学校吹奏楽部の演奏支援事業

生涯スポーツ活動振興事業

※(例)は、平成22年度から令和3年度までに大潟区で採択された地域活動支援事業の抜粋です。

## ■ その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。

### (2) 基本審査、共通審査

基本審査 … 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの  
共通審査 … 次の審査項目と視点により審査を行うもの

#### 共通審査項目と視点

審査項目	審査の視点	配点
公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li><li>補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li><li>全市的な方向性と合致しているか。</li><li>提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li></ul>	5点
必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li><li>地域の実情や住民要望に対応したものか。</li><li>緊急性の高い提案事業であるか。</li><li>ほかの方法で代替できないものであるか。</li><li>補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li></ul>	5点
実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li><li>関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li><li>資金調達の規模や時期に無理はないか。</li></ul>	5点
参加性	<ul style="list-style-type: none"><li>提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li></ul>	5点
発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li><li>事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li><li>提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li></ul>	5点

- 地域協議会委員の半数以上が「優先して採択する事業」のいずれかに合致すると判断した場合、「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。  
ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。
- 「優先して採択する事業」の採択・補助額決定後、配分額に余りがある場合は、「他の事業」の「共通審査」の点数の高い事業から順に大潟区の配分額の範囲で採択します。  
ただし、平均点が12.5点未満は不採択とします。平均12.5点以上15点未満は、協議のうえ、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して協議のうえ決定します。

## ■応募方法

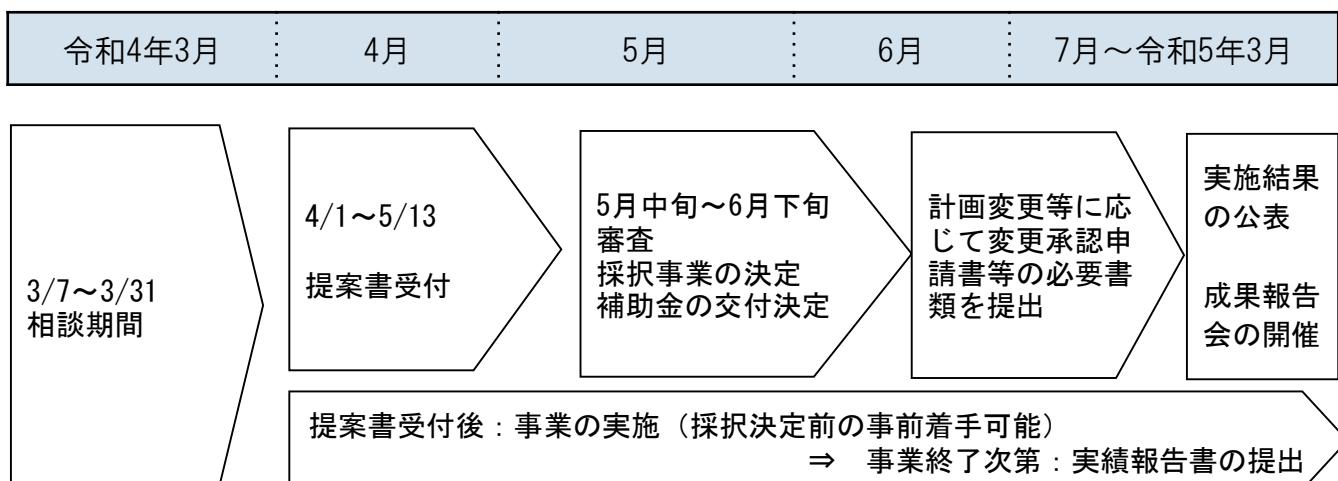
所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面等）と合わせ、大潟区総合事務所へ郵送（消印有効）又は持参してください。

- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象となります。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や、補助希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後、所有者の承諾書等を提出していただきます。）
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

## ■事業実施の流れ



◆令和4年度は、当初募集で採択された補助金合計額が大潟区の配分額に達しない場合でも追加募集を行いません。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



【お申し込み・お問い合わせ先】

上越市 大潟区総合事務所

総務・地域振興グループ

上越市大潟区土底浜1081-1（電話025-534-2111）